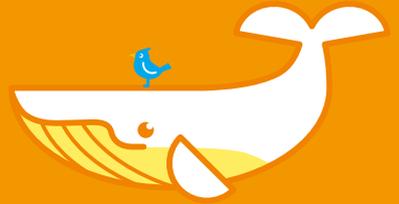




いつも、あなたのそばに。
always by your side



Legal Support Press

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

2018年
Vol.19



特集

委せて安心・ゆとりの暮らし

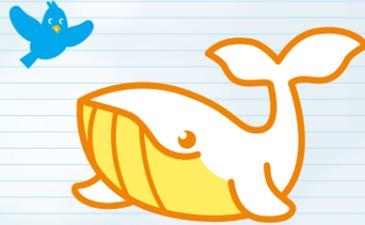


公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート

委せて安心・ ゆとりの暮らし (任意後見の事例)

所属：岩見沢公証役場

公証人 あき やま しげ き 秋山 重紀氏



1. はじめに

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害、事故や病気等により判断能力が不十分な方々を保護し支援するもので、介護保険制度と同時に平成12年4月から始まり、この2つの制度は車の両輪のごとく動き出しました。介護保険制度は急激に利用者が増加し、成年後見制度は少し時間を要しましたが国民に浸透し理解されるようになり法定後見の申立件数、任意後見の契約件数ともに増加傾向にあるようです。

判断能力が不十分な場合には、自宅の維持管理や預貯金の預入れ・払戻しなど財産を管理したり、介護保険を利用するサービスのサービスや施設入所に関する契約を結んだり、遺産分割協議等を行うことが難しくなることは少なくありません。また、自分に不利益な内容の契約であってもよく理解できずに契約したり、悪徳商法の被害に遭うおそれもあります。

成年後見制度は、大きく分けると法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。

法定後見制度は、判断能力の程度など本人の事情に応じて後見・保佐・補助の3つに分かれ、家庭裁判所において選任された成年後見人等が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約等の法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取消したりすることによって、本人を保護・支援するものです。

任意後見制度は、あらかじめ契約を締結し選任しておいた任意後見人から、本人が、将来認知症や精神障害等で判断能力が不十分になったときに支援を受けるものです。人は、年をとるにつれて次第に物事を判断する能力が衰えていくことは避けられませんが、ときによると認知症といわれるような状態となり、自分の持っている不動産の管理や預貯金の出し入れなどの自分の日常生活に係る重要な物事について適切に処理することができないことも考えられます。

そのようなときのために、財産の管理や医療契約、施設への入所等の身上に関する事柄を自分に代わって行ってくれる人(この人を「任意後見人」といいます。)をあらかじめ選任し、お願い

しておくことができます。このように判断能力が低下したときに、自分に代わって仕事をしてくれる人を定め、その管理事務等を依頼する契約を任意後見契約と言い、公証人の作成する公正証書で行うこととなります。

これは任意の契約ですからどなたを任意後見人として選ぶか、その任意後見人にいかなる代理権を与え何処まで仕事をしてもらうかは、本人と任意後見人となる人の話し合いにより自由に決めることができます。

また、判断能力は低下していないが病気、あるいは高齢により足腰が弱り外出が困難等により、代わって行ってくれる人に財産管理を任せたい場合は、この財産管理と任意後見を同時に契約(「移行型」と呼ばれています。)することもできます。

2. 参考事例

岩見沢公証役場の所在する岩見沢市と近隣市町村をあわせた人口は約16万人ですので、当公証役場における相談等は多くはありませんが、公証人拝命後に公正証書作成や相談に関与した事例について紹介します。

なお、ここに紹介する事例は、公正証書作成又は相談を受けた複数の事案を取りまとめたもので実際の事案とは異なるものであります。

事例 その1

経営する旅館に住み込んで働いた方への心遣い

Aさんは、Bさんの要望により、昭和40年頃からBさんの経営する旅館に住み込みで働いていた。

Bさんは、旅館をやめた後もAさんを住まわせていたが、奥さんと長男に対し、Aさんの協力により旅館を続けて来られたのだからAさんの世話を最後までするようにと言いついた。

Aさんは、Bさんの死後奥さんと二人で生活することはできないこと、生涯未婚で子はないこと、また帰郷しても交流のない兄弟から援助等を得ることは不可能と考え町内のアパートに引越することとした。

Bさんの長男は、町役場における福祉担当の経験から介護や福祉関係の給付制度に精通しAさんと親しかったので、Aさんの判断能力が低下した際は、財産管理、日々の生活、さらには葬儀その他一切を自分が行うこととし任意後見契約を締結した。

感想

この事例では、Bさんの旅館経営に大きく貢献した従業員Aさんが一人身であることから、Bさんの遺志を受けた長男が積極的に受任者となり任意後見契約を締結しお世話することとしたものです。また、下宿屋の主人を受任者、高齢で独身の下宿人を委任者とする任意後見契約もあり、人間関係が希薄になりつつある現在ですが、人の繋がりを大切にしたい事例のような利用形態のあることに感心したところです。

事例 その2

委託する人と受任する人との信頼関係の醸成

Cさんは、妻に先立たれた後も棟梁として働いていたが、脳梗塞の後遺症により一人での生活は困難となりケアハウスに入所した。

ケアハウスの担当者は、子供のいないCさんの老後を不安に思い旧知のDさん(〇〇士)に任意後見契約について相談したところ、DさんとCさんは同年齢であったので、Dさんから〇〇士のEさんを紹介された。

Cさんは、〇〇士の資格のある方なら安心できると考えEさんを受任者とする財産管理及び任意後見契約を締結し、その契約に基づき数度Eさんの訪問を受けた。Cさんは、Eさんの事務的な言動に心をひらくことができずケアハウスの担当者にEさんとの契約の解除を強く希望した。

その後、Eさんは、Cさんを訪問した際には趣味やこれまでの仕事等についての会話に努めたことにより、少しずつ信頼関係が構築され、CさんはEさんに対し、訪問回数の増加を求めるようになった。

感想

Cさんは、〇〇士の資格を信用してEさんをお願いしたが、職人気質のCさんと異なるEさんの事務的な対応に不安を感じたようでした。契約する者同士相性も大事です。この事例に限らず、受任する人は、委任する人と面談し家族関係、職業、これまでの生活、今後の希望等をしっかりと把握することが重要と感じられたところです。

事例 その3

兄弟の愛情と感謝を任意後見で

Fさんは、父親の死後、視力障害により運転免許証を返上した母親と同居し、母親の日常生活や通院等について援助していたが母親は死亡した。

Fさんの姉、妹、弟(以下「姉等」という。)は、Fさんが結婚することなく長年母親の世話に努めたことへの感謝とFさんの老後を心から気遣い、母親の遺産は全てFさんの所有とした。またFさんに認知症等の症状が見られたときは、Fさんの財産管理、生活・看護等は姉等三人が協力することとした。

姉等とFさんは、このことを公正証書にしたいと公証役場を訪れたので、任意後見契約について説明したところ、Fさんが認知症等により判断能力が不十分となったときは、その際に最も都合の良い者が任意後見事務を担い、その者について任意後見監督人選任申立をすることとし、姉等それぞれを受任者とする任意後見契約公正証書を作成することとした。また、姉はFさんより10歳年上であるので、姉の長男を受任者とする任意後見契約公正証書をあわせて作成することとした。

この任意後見契約公正証書を作成した数週間後、Fさんは一人で公証役場を訪れ、母親の遺産を含む全ての財産を、姉・妹・弟・姉の長男に遺す旨の遺言公正証書の作成を希望した。

感想

独身のFさんが、永年母親の介護を献身的に行ったことに対する姉等の感謝の気持ちとFさんの老後を心から心配し任意後見契約に至ったものです。姉等の各人について任意後見契約公正証書を作成したとしても、Fさんの判断能力が失われ任意後見事務を行うのはこのうちの一人であることについて説明しましたが、姉等はFさんの老後を心から気遣い、また将来、姉等自身が認知症になることも考えられるとして各人を受任者としたもので姉等の優しさと愛情が強く感じられたところです。

事例 その4

受任する人の資格等により報酬が必要

Gさんは、10年前自動車を運転していた際、赤信号を無視して交差点に進入した自動車に衝突され脊髄を損傷し常時車椅子を利用することとなり、車椅子での生活に支障のないように自宅を改修し妻と二人で暮らしていた。

Gさんは、介護士のHさんに任意後見の受任についてお願いしたところ、Hさんが承諾したので、Gさんとその妻はHさんを受任者とする財産管理(見守り)と任意後見契約を締結した。Hさんは、その契約に基づき毎月1度Gさん宅を訪問し、Gさんと妻の生活状況・判断能力等について確認していた。

ところで、Gさんは、Hさんとの面談の都度、後見制度、社会保障制度等について質問していたが、1年を経過すると報告又は質問事項等はなく、さらには健康で何ら問題なく暮らしているのに夫婦二人分の報酬を支払って訪問(見守り)を受けることに疑問を抱き、Gさん夫婦は、Hさんとの契約を解除した。

また、この解除の半年後にGさんの妻は他界し、子供のいないGさんは亡妻の甥と報酬を有償とする財産管理と任意後見契約を締結し、財産管理契約はGさんの甥に対する申出により開始することとした。

感想

Hさんは、Gさんからの要請により受任者となり、月一回Gさん宅を訪問し見守りなどを行いGさんと妻から契約に定めた報酬を受領していたところ、Gさん夫婦は「Hさんは何もせずにお茶を飲んで帰る」のに報酬を得ていると感じるようになりました。

Hさんは、Gさん夫婦との契約を解除されたことにより負担は軽減されましたが、Gさんから強く頼まれGさんの今後を心配して協力したものであり、突然の解除に釈然としない様子でありました。

なお、甥との任意後見契約は、Gさんが経済的負担の軽減を強く希望し財産管理(見守り)はGさんからの申出により開始することとしました。Gさんは、自宅の土地建物と数千万円の預貯金を有しており、この報酬が大きな負担とは思われませんでした。

事例 その5

親族が受任者となる場合の報酬

Iさんは、妻が認知症により施設に入所した後は一人で暮らしているが、老後のお金の管理等を長女に任せたいと考え任意後見契約について長女に相談した。

長女は、任意後見契約について同意したが父親からその契約の報酬を受取ることはできない、また仮に報酬を受取ると兄弟から不審に思われることを懸念し無報酬とすることを望んだ。

Iさんは、長女の負担が大きいこと、Iさんが死亡した際、長男と二男が長女のこの負担を理解するか分からないとして報酬を定めることを希望し報酬を支払う契約とした。

なお、Iさんは任意後見監督人に対する報酬が高額であれば任意後見契約を利用せずに、判断能力の衰えたときに法定後見制度を利用する方が経済的な負担が少ない等々と熟慮していたが、見ず知らずの後見人に財産管理等を任せるとを嫌う長女と任意後見契約を締結することとした。

感想

親族が委任者・受任者となる任意後見契約は、無報酬とすることが多いと思いますが、受任者には財産管理・身上監護の事務が重い負担となる場合があること、また委任者死亡後の遺産分割協議に際し、法定相続人から受任者のこの負担を考慮されないことも考えられるので、報酬の有無その金額について十分に検討する必要があるものと考えられます。

事例 その6

真に信頼できる受任者か十分な見極め

J子さんは、パート先の慰労会で離婚歴のあるK男と知合い、夫と離婚し、K男とは結婚することなく二人の生活を続けたが、将来が不安になりK男に相談したところ、K男は全ての財産をJ子さんに遺贈する旨の遺言公正証書を作成した。また、K男は、J子さんと暮らし始めてから子供達との関係が悪化していたので、J子さんの甥L(〇〇士)を受任者とする財産管理と任意後見契約を締結し、預金通帳等を甥Lに預けた。

その後、K男に認知症が認められたので、任意後見監督人が選任された。甥Lは、J子さんとK男の生活費等は定期的にJ子さんに渡していたが、任意後見監督人に対する報告を怠り行方がわからなくなった。J子さんが銀行で確認したところ、K男の口座からは数百万円が甥Lにより引出されていた。

感想

〇〇士の資格を有する甥Lの不正であり、任意後見制度と〇〇士の資格について著しく信用を失墜させたもので、受任する人の誠実で法令を重視した慎重な行動が望まれるものでした。なお、J子さんは、K男の長男の協力を得てK男に成年後見人の選任を申しました。

事例 その7

任意後見監督人の選任

O子さんは、雪道で転倒・骨折し外出等には杖が必要となり、一人での生活が困難なところからケアハウスに入所した。

近頃、O子さんは、担当介護士に「山田に通帳、カード、ハンコを盗られた」と繰り返し訴えたり、これまで一人で入っていた衣類を筆筒に収納することが難しくなり、また夜間に筆筒から下着等を取り出し散らかせることがあり、担当介護士は、O子さんに判断能力の低下が認められるとして今後の対応について検討していた。

山田さんは、O子さんとは以前からの知合いでO子さんの強い希望により、Oさんがケアハウスに入所する前に「財産管理及び任意後見契約」を締結し、O子さんの承諾を得て印鑑等を預かり同ハウスに対する支払等を行っており、また最近のO子さんの言動から任意後見監督人の選任申立の準備をしていた。

O子さんは、山田さんと任意後見契約を締結したこと、この契約により山田さんに通帳等を預けたこと、これまでの山田さんとの関係について理解できないこともあった。

感想

山田さんは、O子さんに忘れられたり、大きな声をあげられることもありますが、O子さんから信頼され任意後見事務を引受けたのですから、根気よくO子さんと面談・対話を続けO子さんと約束した当初の目的の達成に努めています。

委任者は、自身の判断能力の低下にともない、受任者や受任者に通帳等を預けたことを理解できないこともあるようであり、受任者のご苦勞を痛感したところです。

事例 その8

金融機関窓口担当者の助言

M子さんの夫N男さんは、母親が介護施設に入所以降、母親から通帳、銀行印、銀行カードを預かりその預金口座から母親の施設利用料等を支払っていた。

その後、N男さんが死亡したので、M子さんはその預金口座からお金を引出すため銀行において事情を説明し払戻しを求めたところ、担当者から任意後見契約について説明があり、M子さんを受任者とする任意後見契約の締結を勧められた。母親は、N男さんの他に子供はなく、N男さんの死後はM子さんを頼りにし預金の管理・葬儀等の全てをM子さんに任せることにしていたので、これで安心できるとして任意後見契約を締結することとした。

感想

金融機関の担当者が任意後見契約の利用を促したもので、後見制度についての理解が深まり浸透していると感じたところです。

3. まとめ

当役場での相談は、相談者と配偶者の預貯金等の財産を有効に活用することによる安心できる老後、相談者の死後に残される妻又は夫の生活、相談者の遺産を子供達に平穩に承継させたいとするものが大半であります。

相談者に、遺言、後見制度について時間をかけて説明していると任意後見についても理解され、後日、親子で来訪され公正証書の作成に至ることもあります。その反面、親が任意後見契約を希望しても子は親子間における契約が必要なのか現に通帳・カードを預かり現金化していること、また任意後見契約による財産管理事務等が煩わしいとして契約されないこともあります。

また、子供はいるが遠方で親元に戻る見込みがない、子供に恵まれなかった又は親族に適当な受任者がいないなどとして、受任者の斡旋を強く求められることがあります。公証人としては、特定の者を斡旋することはできませんので、やむを得ずリーガルサポート等の電話番号をお知らせしているところです。

さらなる高齢化社会を迎え数人に一人が認知症を発症するとも言われておりますので、これらの方々を支援するため市町村、各士業者、福祉関係者等による任意後見を受任する体制整備が望まれるところです。

全国で締結される任意後見契約は、多種多様な事情・事案があり本稿の事例はその一つに過ぎないものと承知しておりますが、任意後見の利用形態や当事者の信頼関係構築等の参考にして頂ければ幸いです。

注 参考文献:『任意後見のすすめ』(日本公証人連合会)、『活用しよう任意後見』(實金敏明監修 日本加除出版)



秋山氏所属の岩見沢公証役場



任意後見契約と共に締結する 段階的財産管理契約の勧め (任意後見制度の利用をお考えのあなたへ)

成年後見センター・リーガルサポート 東京支部
任意監督担当副支部長

司法書士 ^{うえ やま} 上山 ^{こう じ} 浩司 氏

所 属 ・成年後見センター・リーガルサポート 東京支部
略 歴 ・同センター本部 執務管理委員、監査委員
・平成23年～27年 東京司法書士会 練馬支部長

現在の公職等 ・土地家屋調査士
・練馬社会福祉協議会 権利擁護センター運営委員
・成年後見センター・リーガルサポート 東京支部 副支部長

1. はじめに

最近、相談会での相談や研修会の講師を担当させていただく度に、任意後見に興味を持つ方が増えてきたことを強く感じるようになりました。これは成年後見制度がスタートし、もう間もなく20年の時が過ぎ、ようやくその制度の必要性や仕組みが理解され始めていることや、法定後見を利用する方が増え、その制度が身近に感じられるようになってきたからなのではないでしょうか。本稿の執筆の依頼も喜んでお引き受けさせていただきました。と言うのも、私は現在リーガルサポート東京支部（以下「東京支部」という。）において、任意後見業務の監督を担当する委員会の担当副支部長という大役を仰せつかっております。リーガルサポートのなかでも、東京支部は任意後見契約数が非常に多い支部です。日々会員が締結する契約に触れる機会も多く、自身も専門職は積極的に任意後見契約受任者を引き受けるべきと考えています。任意後見制度を利用するにあたって、皆さんに知っていただきたいことがあります。なお、本文中、意見にわたる部分は特段の断りがない限り、筆者の個人的な見解ですのであらかじめご了承ください。

2. 任意後見契約と合わせて締結することの多い契約

任意後見契約には実は弱点があります。それは、契約締結の時と契約が発効する時がほぼ一致せず、契約締結からすぐに何か動き出すというものではないという点です。これは、あなたの判断能力が低下してきた時に初めて任意後見監督人が家庭裁判所により選任され、それをもって任意後見人の任務開始となる契約であり、

逆に任意後見契約締結時点ではあなたの判断能力が低下してしまっている契約締結ができない可能性があるからです。自分の将来のために備えておくものであるから、当然と言えば当然なのですが、契約という一大イベントが無事終了した後、あなたの判断能力が低下するまで、契約当事者同士には特になければならないことはなく、あなたにとっては、本当に依頼を受けた人が任意後見人になってもらえるのか不安な日々を過ごすことになるかもしれません。この契約締結と発効のタイムラグは任意後見契約の宿命です。そのため実務では任意後見契約発効まで定期的に連絡を取り合うことを義務付ける「見守り契約」やあなたの判断能力は低下していても、身体的に自身の財産管理ができなくなった時に備える「財産管理等委任契約（任意代理契約）」等をあわせて締結することが一般的です。

3. 財産管理等委任契約の使い方

前出の「財産管理等委任契約」は、先ほども述べたように、本来、あなたの判断能力低下はないけれども入院等により自身の財産管理が事実上できなくなってしまった場合に備えるものです。しかし、最近、私自身が様々な方と契約するにあたり、そのような使い方はたして正しいのか疑問に思うことも増えてきました。

専門職が締結する任意後見契約は契約締結に至るまで、あなたと何度も話し合いの機会を持ち、あなたが十分に制度を理解し、お互いの信頼関係が構築できた時に初めて、公証役場に赴き契約締結に至ることが通常です。とは言え、あなたにとって任意後見契約を締結することは自分の残りの人生を任意後見人候補者に委ねることを意味し、その判断の重さは計り知れないもの

があるはず。だからこそ「見守り契約」をあわせて締結し、信頼関係を少しずつ構築していくことが重要なのです。もちろん当事者の期待通りに進むことばかりではなく、契約解除に至るケースも少なくありません。しかし、見守り契約だけで十分なのでしょう。

任意後見契約は後見制度を利用したことがない方が利用することがほとんどです。専門職がいかにか丁寧に詳しく説明しても、すぐに完全に理解することは、当該契約を利用しようとする方の大半を占める高齢者にとって簡単ではありません。だからこそ、任意後見契約の核となる部分を出来るだけ早く利用者にご理解いただきたいと最近では考えます。そのためには「見守り契約」では不十分な気がするのです。

任意後見契約とは、誤解を恐れずに表現すれば、自身の財産管理を後見人に任せる契約です。任意後見人候補者がどのように財産管理をしてくれるか契約書に明記し、その通りに任意後見人が実行しているかを任意後見監督人が監督しています。契約書は一般の方には少し難解な言葉で表現されていることが多く、実際にイメージするのはなかなか難しい作業です。だからこそ、まだ自身の判断能力があるうちに、つまりは後見人を監督する能力があるうちに、財産管理を任意後見人候補者に任せてみてはいかがでしょうか。もちろんいきなり全財産を管理させるのではなく、1つの通帳の管理だけを任せるのです。実質的には見守り契約なのですが、通帳を1つ管理してもらうことによって、実際に受任者が任意後見人となった場合をイメージすることができます。また、その通帳にいくら入れておくかをあなた自身が決めることにしておくのはいかがでしょうか。もちろん「財産管理等委任契約」も契約ですので、契約当事者において様々なことを合意する必要があります。例えば報酬の決め方です。一般的に「財産管理等委任契約」においては、管理する財産額に応じて月々の定額報酬を決めていることが多いでしょう。依頼を受ける人に「そのような契約は結ばれません。」と言われてしまったらそれまでです。でも提案してみる価値はあるのではないのでしょうか。

4. 財産管理等委任契約の監督人

「財産管理等委任契約」には通常、監督人の存在は予定されていません。依頼をする方自身が監督することが前提だからです。しかし、ご自身で管理することが不安な方が、実際に管理する人を監督するのは少し荷が重

いのではないのでしょうか。

リーガルサポートには、会員を監督する仕組みがあります。また、東京支部や広島県支部においては、その監督の仕組みを一步進めて、利用者の権利の擁護のために、リーガルサポートという公益社団法人自身が監督人としての責任を負う三面契約を、利用者の同意を得た上で実施しています。つまり「財産管理等委任契約」の契約当事者にリーガルサポートが法人として加わるということです。会員の監督と契約当事者としての監督と何が違うのかについては、東京支部では、支部の事務担当者（実際に監督事務を行う者）が定期的に（現在は、年1回）利用者本人に会いに行くことになっています。実際に利用者との会い、依頼を引き受けた会員（任意後見人候補者）が財産管理契約の監督人であるリーガルサポートにどのような報告をしているのかをご本人に説明することが目的です。また、ご本人の判断能力や監督能力が衰えていないかも確認しています。

財産管理等委任契約で最も問題となるのが、利用者の判断能力が衰えているにもかかわらず、そのまま財産管理を続け、任意後見契約を発効させない（任意後見監督人選任申立てをしない）場面です。しっかり監督する者がいない状態で財産管理をしているという危うさを回避するために、最近、公証人の方が勧めるのは、契約書の条文中で任意後見監督人選任申立てを義務化することです。しかし、あなたの判断能力が衰えたことによって任意後見契約を発効させる判断は、専門職でも難しいことがあります。受任者側としては、信頼関係を損なうおそれがあるため、利用者本人から、「まだ大丈夫ですよ。」と言われてしまうとなかなか「それでも任意後見契約を発効させてください。」とは言いがたいのです。その点、ご本人に会いに行く第三者（リーガルサポートの監督事務担当者、もちろん専門職司法書士です。）がいれば任意後見人候補者の会員も監督事務担当者に直接相談できますし、当該監督事務担当者からの報告をもとに監督人であるリーガルサポートから後見人候補者の会員に契約発効（任意後見監督人選任申立て）を促すことが可能なのです。

まずはお近くのリーガルサポート各支部にご相談ください。





11年半に及ぶ見守り契約



成年後見センター・リーガルサポート 福岡支部 司法書士 ^{はら} ^{ぐち} ^{とも} ^{よし} 原口 智吉 氏

[所 属] ・福岡県司法書士会 [現在の公職等] ・成年後見センター・リーガルサポート 福岡支部 副支部長
[略 歴] ・平成12年 司法書士試験合格 ・福岡県司法書士会 成年後見利用促進推進室 室長

本稿でご紹介するのは、任意後見契約及び見守り契約を締結後、ご本人が亡くなるまで任意後見契約は発効することなく、見守り契約に基づく定期的な面談を約11年半継続したケースである。この間に本人とは、臨時で財産管理契約を行い、また、公正証書遺言の作成を支援し、死後事務委任契約も行った。任意後見契約の締結、長期に亘った見守り契約を抛り所とする関わり、その他各種支援等を振り返ってみたい。

田中キヌ(仮名)さんは、大正14年生まれ、物静かで、穏やかな方だった。子どもはなく、平成10年からご夫婦で有料老人ホームに入所していた。きょうだいも3人、夫の甥にあたる親族が施設入所時の身元引受人になっていた。平成12年に夫を亡くした後、自身の将来の生活全般についていずれの親族にも迷惑をかけたくないという強い思いを持たれていた。

任意後見契約の締結を希望したキヌさんと私がお会いしたのは、平成18年9月、キヌさんが81歳のときである。いつもお世話になっていた先輩司法書士から受任者として任意後見契約を締結しないかと声をかけていただいたのがきっかけであった。当時私は、司法書士として独立後3年目であり、任意後見契約を行うのは初めてであった。もちろん契約前には自分なりの勉強を重ねていたが、契約締結に至るまでの実際の業務については先輩司法書士を頼りにしながらであったと記憶している。キヌさんの目には何とも頼りがいのない若輩に映っていたに違いない。

さて、私とキヌさんは面談を何度も行い、任意後見契約の仕組みやキヌさんの生活状況、財産状況、親族との関係、代理権の範囲、任意後見契約に伴い発生する費用などについて入念な聞き取りや説明を行った。任意後見契約の仕組み自体が複雑であるし、キヌさん

もご高齢であったことから十分な時間をかけて何度も説明を繰り返し、正式な任意後見契約を締結する際にキヌさんの疑義が残らないよう配慮した。

結果、任意後見プランとして、『見守り契約』と『任意後見契約』を行う、いわゆる「将来型プラン」を採用することになった。

平成18年12月公証役場にて正式に見守り契約と任意後見契約を締結した。当時、キヌさんは、有料老人ホームに入所中で、健康状態も非常に落ち着いていたことから、見守り契約における面談頻度を半年に1回とし、キヌさんの生活や健康状態の把握に努める機会を設けた。

また、施設入居契約を見直すことにし、施設も含めた三者間で特約事項について書面を取り交わした。具体的には、キヌさんの身体や生活に大きな変化が生じたり、判断能力の低下が疑われるような状況になったりした際には任意後見契約が発効する前であっても施設から私に対して連絡がくるような条項を設けた。任意後見受任者としては、キヌさんの状況を見守り契約に基づく定期的な面談で確認するのは当然であるが、キヌさんに承諾してもらい、入所施設からも情報を入手することで必要に応じて速やかに任意後見契約発効の準備ができる体制を構築しておくことが必要だと思ったからである。さらに、任意後見発効後においては、キヌさんの介護状態によって居室の変更が必要になった場合やその他の介護方針についての意見聴取の相手方を、身元引受人から任意後見人に変更することとした。キヌさんは施設入所中であったが、在宅の方の場合は定期的な面談の頻度やご本人に関する情報収集の方法等を状況に応じて入念に検討する必要がある。

そうして、契約締結以降、見守り契約に基づいて定期

的な面談を開始した。当初、面談場所は、主に私の事務所で行い、数回に1度はキヌさんの居室で行っていた。キヌさんはお一人で電車や地下鉄を乗り継ぎ、私の事務所まで出向き、面談日を失念することもなく、施設でも穏やかに過ごされている状況がしばらく続いた。面談時においては、キヌさんの生活や健康状態の把握に努めることは勿論のこと、任意後見契約発効後の任意後見事務の指針とするために、生活、療養看護、財産の管理方法、医療行為(延命措置)、死後の事務処理に関するキヌさんご自身の希望をつぶさに聴取するよう努めた。

キヌさんの一番の希望は、自分のことで親族にも誰にも迷惑をかけたくないとのことだった。キヌさんの希望は終始一貫していたが、任意後見契約の性質上、契約時から発効までの期間が長期に及ぶことが多く、委任者によっては、生活スタイルの変化、体調の変化、親族との関係の変化等から想いが変わっていく可能性も充分ある。受任者としてはその想いに応えるための準備を怠らないよう配慮すべきであろう。

そして、定期的な面談を行って2年が過ぎた頃、ある日、キヌさんは死後のことについても親族に迷惑をかけたくないから遺言を作成したいと話を切り出した。そして、平成20年9月には私を遺言執行者とする内容を含む公正証書遺言を、平成25年5月には私との間で死後事務委任契約を締結した。キヌさんの想いが法的な形となって反映される結果になったと思う。従前から、居室に伺う度に私はキヌさんから通帳の在り処や棺に納めてほしいというお気に入りの着物の保管場所を伝えられていたが、死後の法的権限を正式に与えられたことにより身が引き締まる思いであった。遺影に使ってほしいとキヌさんから若かりし頃の写真も預かった。

キヌさんとの見守り契約に大きな変化が訪れたのは平成28年9月のことだった。居室内で転倒し骨折したため、余儀なく約2か月間の入院を強いられることになったのだ。入院中のキヌさんは、精神的に動揺し、それまでに一切なかったお金の心配(手元がない不安)を頻繁に私に訴えてきた。また、施設の居室内に数百万円の現金を置いたままだったことがわかり、その管理についても問題となった。そこで、退院するまでの期間

限定で委任契約(財産管理契約)を締結し、私の方で、これら現金や通帳を管理し、入院費用の支払を行うことにした。私は、病院のカンファレンスに参加してキヌさんの身体状況の説明を受けたり、退院に備えて施設居室内に手摺の設置を手配したりする等、可能な限りの支援を行った。

キヌさんは、無事退院したものの、身体的にも弱り、判断能力についても徐々にではあるが衰えが見られるようになっていった。この頃には見守り契約を変更して、面談の頻度を2か月に1回程度に増やし、面談場所も入居施設の居室内のみになっていた。

そして、今年4月、キヌさんは居室内で倒れていたところを発見され、救急搬送されたものの、5月に永眠された。そろそろ任意後見契約を発効すべき時期であろうと申立手続に着手した矢先のことだった。

私は、キヌさんの希望が叶えられるよう、喪主に指定されていた夫の甥にあたる親族にキヌさんから生前に聴取していた葬儀内容の仔細を伝え、遺影用にと預かっていた写真を渡した。そして、棺に納めるための着物を施設へ受け取りに行き、親族に対する形見分けの機会を設けた。死後事務委任契約に基づいて、施設居室の明渡し手続をはじめ、各種手続を行った。現在、遺言執行者として遺産の承継手続を行っている。

キヌさんとは11年半もの長い間、見守り契約に基づく面談を通して、様々な話をし、意向もその都度一つ一つ確認してきたつもりである。任意後見契約が発効されることはなく、見守り契約を中心とした支援であったが、キヌさんの想いを叶えることに私自身が少しでもお役に立てたのであれば幸いである。ただ、もしかしてもっと私にできることがあったのではなからうか?自問自答する日々である。

※なお、リーガルサポート 福岡支部の運用としては、受任者が委任者よりも先に死亡する場合等に備えるために、また、適切な時期に家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをするために任意後見受任者を2名とすることが推奨されている等、本稿は実際の事例とは異なります。

報告
愛知発

第6回

リーガルサポート研究大会

平成30年6月17日(日)、名古屋市のANAクラウンプラザホテルグランコート名古屋で、第6回研究大会が開催されました。以下、各分科会について紹介します。

第1分科会 「保佐・補助の活用に向けて」

第1分科会では成年後見制度を利用しやすいものとし、保佐・補助制度の一層の活用を図るための研究成果の報告と提言が行われ、会場には満席となる約80名の会員が集まりました。

報告1では、まず、成年後見制度の歴史的沿革や基本理念、障害者の権利に関する条約について説明がありました。そして、保佐・補助制度で今後さらに重視されるであろう「意思決定支援(意思決定の主体はあくまで本人である)」に関し、「代行決定(認知症の人らは自ら判断できないので、他の人が代わって判断するべきである)」と対比しながら、報告がありました。

報告2では、まず、保佐人等就任経験がある司法書士等の専門職に対する「後見と比べて難しい点」などのアンケート結果と、被保佐人等の支援団体等に対する「保佐・補助制度を利用して良くなかった事案」、「保佐・補助制度の利用を躊躇する理由」などのアンケート結果が報告されました。そして、制度の一層の活用のためには、「制度の周知の徹底」、「関係機関同士の連携」、「市民後見人の育成」、「本人の意思や意向に寄りそう姿勢」などが大切、といった意見が紹介されました。

報告3では、まず、日本、ドイツ、オーストリア、フランス、イギリス、韓国の成年後見制度の説明がなされました。各国の流れは、障害者の権利に関する条約が定める「意思決定支援」、「障害を理由とする権利制限があってはならない」などの

原則に基づき、「大きな後見(過剰な後見)から小さな後見へ」という動きにある、との報告がなされました。

報告4では、「現実を知ってもらうための本人による年金口座の管理について」、「退院後の施設の選択」と題した二つのケースについて、保佐人・補助人の立場で行った対応について事例報告がされました。印象的だったのが、ご本人のスーパー銭湯(月3,000円程度)に行きたいという希望に対する保佐人・補助人と親族や福祉関係者の感覚の違いでした。財産を管理している保佐人・補助人はまず初めに金銭的に

プログラム

【報告1】

「成年後見制度の理解—民法・障害者権利条約の整理を中心に—」

田中 慶二郎氏(リーガルサポート 愛知支部会員)
小林 由夏氏(リーガルサポート 愛知支部会員)

【報告2】

「受任者・当事者からみる課題—アンケート結果から—」

河村 年美氏(リーガルサポート 愛知支部会員)

【報告3】

「諸外国の後見制度とその動向」

浅野 大輔氏(リーガルサポート 愛知支部会員)
浅井 知子氏(リーガルサポート 愛知支部会員)

【報告4】

「意思決定支援の側面から保佐・補助制度を考える」

加藤 宗子氏(リーガルサポート 愛知支部会員)

【質疑応答】

【報告5】

「保佐・補助制度の活用に向けて」

松尾 健史氏(リーガルサポート 愛知支部会員)



可能かどうかという点で判断をしますが、その点のみで話をすると親族や福祉関係者の感覚と乖離してしまうことがあります。親族や各専門職間での情報の共有や意識の共有の重要性を改めて認識させられた内容でした。

報告5では、保佐・補助制度の活用を考えることは意思決定支援を考えることに他ならないとし、周知・PR、共通理解・情報の共有、必要性・補充性の原則、支援する人への支援、制度の柔軟性ある運用、自己研鑽の6つの項目に分けて提言がなされました。

紙面の都合上、提言の詳細を記載できないのは残念ですが、担当委員会が長期に亘り研究をしてきた成果が詰まっていたのではないかと思います。

その後、各報告に対する質問が飛び交い、盛況のうちに終了いたしました。(ひ・り)

第2分科会 「成年後見制度利用促進基本計画に対するリーガルサポートの対応」

第2分科会では、成年後見制度利用促進法(以下「促進法」といいます。)の制定及び成年後見制度利用促進基本計画(以下「基本計画」といいます。)の策定までの経緯、内容を確認した上で、支部及び本部で行っている取り組みについて報告が行われました。会場は満席となる約100名の会員が集まりました。

まずは吉川氏による基調講演において、昨年5月に施行された促進法の成立に至る背景、理念、基本計画について紹介がありました。そして基本計画には、どの地域でも権利擁護を必要としている方に適切な支援を提供できるよう、地域連携ネットワークを構築することが目標の一つとして記載されていること、司法書士を含む専門職がその活動の中心的な役割の担い手として期待されており、市町村や都道府県に対し働きかけをすることが重要との説明がありました。地域連携ネットワークは、広報・相談・成年後見制度利用促進・後見人支援という4つの機能を持ち、その構成要素である中核機関を市町村が主体と



なって設置し、都道府県はそれを支援するという役割になっているということです。

プログラム

第1部

【基調講演】

吉川 豊氏(リーガルサポート 愛知支部長)

第2部

【事例発表 1】

志木市…今井 明氏氏(リーガルサポート 埼玉支部長)

【事例発表 2】

大阪市…吉野 一正氏(リーガルサポート 大阪支部長)

【事例発表 3】

愛知県…吉川 豊氏(リーガルサポート 愛知支部長)

第3部

【シンポジウム】

コーディネーター

川口 純一氏(リーガルサポート 副理事長)

シンポジスト

吉川 豊氏 今井 明氏 吉野 一正氏

次に行われ、各々の発表に対し川口氏の進行のもと、活発なディスカッションが行われました。

まずは、全国初となる成年後見制度利用促進条例を制定した、埼玉県志木市の取り組みが紹介されました。志木市では、中核機関は市に置き、業務は委託する方式で本年4月に中核機関である後見ネットワークセンターが開所されました。業務は弁護士会、

県内他市町村からも協力要請があった場合、マンパワーは大きな課題と考えている、県でも協議は始まっているが先行する志木市との動きにずれがあり、どのように対応していくか今後の課題として認識しているということです。

次に既存の仕組みを利用した大阪市です。条例は制定せず、基本計画は地域福祉基本計画内に記載、中核機関は既存の大阪市成年後見支援センターへ委託し、本年4月に業務を開始しました。大阪支部は平成28年に大阪司法書士会内に当法人会員をメンバーとしたチームを組成し、意見書提出、委員派遣など様々な活動を行ってきました。当初は既存の連絡会議をベースとされたため、協議会に司法書士が入っていませんでしたが、当法人の働きかけにより司法書士も加わり、司法書士会及び弁護士会並びに社会福祉士会(以下「三士会」といいます。)、家庭裁判所とも連携した協議会が開催されました。その後、現状調査、分析の結果、単身高齢者割合が高い、制度が周知されていないなどの現状を踏まえ会議が行われました。また、促進法が抽象的なため、大事なのは認識のすり合わせであるとして、中核機関はこうあるべき、といった協議を重ねていきました。そして広報部会、相談部会など機能ごとに部会を組成して活動を継続しています。大阪市以外の市町村にも働きかけているが、消極的な自治体も多く苦慮しているということでした。

最後に愛知県の取組状況が紹介されました。愛知県では、昨年7月に三士会初会合が開催され、三士会で共同して取り組むこと、まず県へ働きかけを行うことなどが確認されました。その結果、県から市町村へアナウンスして頂いた上で、昨年9月に県下全市町村を対象とした県主催説明会を開催しました。その後、個別に依頼を受けた市や、成年後見センターのない地域を中心に三士会で訪問し、意見交換会、勉強会などを行っています。活動を通して、まずは訪問し関係性を築くことが必要だが、全ての市に関わるのは難しい、行政が自主的に取り組めるようなサポート、支援し過ぎないことも大切と感じている、ということです。愛知県では、尾張東部成年後見センターの圏域である5市1町では、今年度中に広域での市町村計画を策定予定であり、また情報提供していきたいとの言葉で発表は締めくくられました。

各支部事例発表を踏まえて、当法人相談役大貫正男氏より総括として、市町村の要請を待つことなく私達専門職から地域の実情に応じた働きかけが大事であること、親族後見人を中核機関にスムーズにつなげる仕組み作りが促進法の大きな役割であり課題である、といった話がなされました。

最後に川口氏から、制度の利用促進を当法人が背負うという気持ちでやっていきたい、との挨拶で分科会は閉会しました。様々な過程の事例が具体的に紹介され、非常に有意義な分科会となりました。(う・つ)

第3分科会 「認知症の人にやさしい金融機関のあり方について ～認知症の人の地域生活を支えるための意思決定サポート～」

第3分科会では、認知症の人や判断能力に不安を感じる人の生活を公的・私的に支えていくために、医療、福祉、情報、法律等の知見を参考に、多くの人々が利用する金融機関の在り方について、これまでの取り組みが報告されました。

報告 I では、認知症の人に対する親族による金銭管理に関する自主調査の結果が報告されました。具体的には、親族が管理を支援することになった理由、管理支援の方法・内容、成年後見制度の利用の状況など、親族が実際にどの



プログラム

【基調報告 I】

小松 紗代子 氏 (みずほ情報総研株式会社)

【基調報告 II】

成本 迅 氏 (京都府立医科大学大学院医学研究科
精神機能病態学教授)

【基調報告 III】

小賀野 晶一 氏 (中央大学法学部教授)

【パネルディスカッション】

報告者

上林 里佳 氏 (社会福祉士)

モデレーター

名倉 勇一郎 氏 (リーガルサポート 愛知支部会員)

パネリスト

小松 紗代子 氏 成本 迅 氏

小賀野 晶一 氏 上林 里佳 氏

椎名 基晴 氏 (弁護士)

ように金銭管理を行なっているのか伺い知れる内容でした。金銭管理をしている親族が実際に相談できる相手がケアマネジャーなど介護の専門職であり、適切な相談相手につながっていない現状も明らかになりました。また、「成年後見制度を利用している」との回答はわずか6.4%で、「知っているが利用するつもりはない」が55.4%を占めたことが印象的でした。

報告 II では、医師の立場から本人の医療同意能力の評価方法と意思決定支援の取り組みについて報告がありました。認知症患者に対して、医療方針の決定時のわかりやすい伝え方の工夫や、患者本人から医療同意を得るためどのように対応しているかの意思決定サポートについて、実際の症例を交えながら説明されました。意思決定サポートは医療の現場の他、幅広く日常生活にも活用できるとの指摘がありました。

報告 III では、地域生活の支援の考え方と民法の課題について報告されました。現行民法は自分で判断できる人、つまり「合理人」

が行う契約等の法律行為を想定しており、成年後見制度による救済は例外的な措置であったが、今後は、成年後見制度による本人の救済が一般的扱いとなるように改革されるべきとの提言がなされました。また、財産管理ばかりに重きを置くのではなく、身上監護など日常生活支援についても重点を置くべきである、さらに当法人会員である司法書士が担う役割について期待していると明言されました。

そして、金融機関における高齢顧客の現状をテーマにパネルディスカッションが行われました。冒頭、上林氏から、高齢者数が全国で700万人を超え、その5人に1人は認知症であり、介護職の担い手が不足する2025年問題についても報告指摘がありました。また、認知症高齢者の金融機関でのトラブル事例について具体的に報告がなされ、近年特に高齢者を狙った特殊詐欺の被害が後を絶たないことを懸念されていました。

パネルディスカッションでは、各パネリストから様々な意見や今後の認知症の方に対する支援について提言がなされました。その中で椎名氏から、本人の個人情報了他業種に知らせた方がいいと思われる場合には、個人情報保護法第23条第1項に基づく同意を得るよりも、その都度本人から同意を得る「個別同意」を選択するのが後で問題になり



にくいのではないかと指摘がありました。その後、参加者による質疑応答がなされ、最後に小賀野氏の挨拶で分科会は閉会しました。

ある金融機関では新入社員に必ず地域包括支援センターを訪問させているとの報告がありました。金融機関自らが認知症の人に対して理解を示し、対応ができるようになるために真剣に取り組んでいることがわかり、成年後見制度を支える裾野が大きく広がっていると実感した分科会でした。(す・る)



報告

第15回 日本高齢者虐待防止学会 泉州大会

大阪発



平成30年9月1日(土)、台風が近づき天候も乱れる中、大阪府和泉市の桃山学院大学にて、約220名の参加者を集め、「包括的虐待防止に向けて」をテーマに本大会が開催されました。本大会では講演のほか、分科会、シンポジウムなど多彩なプログラムが用意され、ランチョンセミナー、情報交換会におけるアトラクション、前日の市民公開講座など、その運営にも工夫がされています。

池田理事長の挨拶により、午前9時30分本大会は開会しました。基調講演では、池田理事長から、多様な虐待防止に取り組む社会資源の結束と情報共有としていくつかの提言がなされました。まず、虐待類型に共通する構成要素として弱者(虐待のターゲット)、強者(虐待者)の存在について明確に共通の認識を持つことで、早期の段階で強者との関係を見守り、また必要に応じて介入し、お互いの関係の修正時期を探ることができる。また、これら情報の共有化によって社会資源相互の結束を高めることができ、様々な事例を集積することにより、より困難な課題に対応することができるのではないかと示されました。

特別講演では、児童虐待防止の専門的援助者を養成するなど主に子どもの虐待にかかわっている増沢氏から、虐待の相談対応状況、死亡事例、背景的要因など、子ども虐待と高齢者虐待の比較がされ、両者に共通する視点が探られました。特に共通している箇所としては、虐待相談の対応件数が年々増加していること、その背景として、児童虐待の場合、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の通告義務があること、また児童にDVを目撃させることも虐待に該当するため、親やパートナーによるDVを端緒に相談につながるケースもあることなどが示されました。高齢者虐待の場合、経済的虐待が端緒となり相談につながっていることがある

プログラム

- 第1会場
 - 9:30~9:40 開会
 - 9:40~10:30 大会長講演『包括的虐待防止に向けて』
大会長 柴尾 慶次 氏
 - 10:30~11:10 【基調講演】
『多様な虐待防止に取り組む社会資源の結束と情報共有』
理事長 池田 直樹 氏
 - 11:20~12:10 【特別講演】
『虐待に共通する視点とは』
子どもの虹情報研修センター 増沢 高 氏
 - 13:30~15:00 【シンポジウムI】
『包括的虐待防止に向けて』
●児童虐待防止
NPO法人児童虐待防止協会 津崎 哲郎 氏
●DV防止
神戸市看護大学 高田 昌代 氏
●障がい者虐待防止
白梅学園大学 堀江 まゆみ 氏
●高齢者虐待防止
認知症介護研究・研修仙台センター 吉川 悠貴 氏
座長 大会長 柴尾 慶次 氏
 - 15:15~16:45 【シンポジウムII】
『身体拘束ゼロに向けて』
コメンテーター 大熊 由紀子 氏
シンポジスト 杏林大学 長谷川 利夫 氏ほか
 - 16:55~17:50 【分科会II】
『法改正実現に向けた現状と課題』
理事長 池田 直樹 氏
 - 17:50~18:00 閉会の挨拶
- 第2会場
 - 12:25~13:20 【手弁当セミナーI】
『具体的養護者支援について』
立命館大学 津止 正敏 氏
 - 13:30~14:25 ●一般演題A群
 - 15:15~16:00 ●一般演題B群
 - 16:00~16:45 ●一般演題D群
- 第3会場
 - 12:25~13:20 【手弁当セミナーII】
松原介護者家族の会、さくらの会
 - 13:30~15:00 【分科会I】
『家族意識と高齢者虐待の相談通報～日韓の比較を通じて～』
座長 関西大学 黒田 研二 氏
慶南大学(韓国) 張 允楨 氏
神戸学院大学 水上 然 氏
慶尚南道(韓国) 老人保護機関(虐待防止センター) 徐 守楨 氏
 - 15:15~16:00 ●一般演題C群
 - 16:00~16:45 ●一般演題E群

のではないかと示されました。

続くシンポジウムIでは、「包括的虐待防止に向けて」と題して、各分野の取組と提言が報告されました。児童虐待の分野からはこれまでの家族観の歴史的な背景や実際の虐待の現場での取組、現場での関与、介入制度の整備の提言が行われました。続いて、DVの分野からはDVの現状、被害者及び加害者への支援、安全確保、自立支援等支援、DVの課題について提言がなされました。障害者虐待の分野からは、障害者の特性として他の



分野との重複があり対応に慎重さが求められること、当事者として雇用主である会社が相手方になることがあり、解決までの課題について整備が必要であるとの提言がなされました。高齢者虐待の分野からは、これまでの実績を踏まえて防止対策の底上げが必要であること、障害者虐待と同様他分野との重なりがある場合における隙間の存在への対応、それぞれの分野のスキーム共有が重要になるため、その整備について提言がなされました。

シンポジウムIIでは、福祉や医療の現場で行われている身体拘束の現状、これをゼロに向ける現場や行政の取組が報告されました。緊急やむを得ない事情がある場合のみ認められる身体拘束について、拘束する側の検討、意識が不十分などがあり、安易の拘束、虐待に繋がるといった認識も示されています。

分科会Iでは、日韓両国における高齢者の虐待防止対策と防止体制の比較がされ、どのような対策、働きかけが防止に効果的であるのか報告議論がされました。韓国では、民間事業としてセンターを運営し防止対策をとるなど、日本と異なる施策が採られているなど報告されています。

分科会IIでは、高齢者虐待防止法の現状、問題点が示され、他の虐待類型と共通した視点で「虐待防止法」という統一法の制定と「虐待防止センター」の設置を検討すべきではないかといったことが、提言されました。

演題発表では、経済的虐待事案における後見人等の早期選任を阻害する要因の分析のテーマで地域包括支援センターでのアンケート結果について発表がなされました。アンケート結果からは、制度利用に対する条件反射的な反対、消極的な態度があること、申立費用等の経済的な問題、申立てに至るまでの適切なロードマップが示せていないなど問題がみえてきたとの提言がありました。

大会は、午後6時、柴尾大会長の閉会挨拶により終了しました。この中で、虐待防止には、虐待者=悪者という



敵を作ることではない、虐待者も問題を抱えている、包括的な対応が必要といった言葉がありました。これは、本大会テーマであり、納得のいくものでした。来年の大会は東京都大田区蒲田で「高齢者虐待防止～助けを求めない人への支援～」をテーマに、本年同様、さまざまな職種、立場からの発表があります。多くの人々が高齢者虐待防止に日々真剣に向き合っていることが実感できますので、皆さんも参加してみたいかがでしょうか。(す・う)

後見つれづれ草

2000年に現在の成年後見制度が始まって早18年が経ちました。この間、我々司法書士は、後見人等に数多く選任されましたが、司法書士一人一人が後見人として、時には悩みながら失敗しながら、時には優しい言葉に励まされながら、権利擁護に、財産管理にと奮闘してきました。

今号から、そんなリーガルサポート会員である司法書士が日々どのように後見業務を行っているか、コラムにして読者のみなさんにご紹介します。

テーマ「意思決定支援」

昨今、成年後見分野の様々な場面で「意思決定支援」という言葉が多く使われてきています。ただ、現時点では「これが意思決定支援である」という明確な定義を示すことができません。とは言え、日々後見業務を行っている我々は、支援者の立場で本人の意思尊重の理念を実現すべく常に悩みながら努力しているところです。

第1話「ヘアピン」

70代女性。後見類型。精神科開放病棟に数年来入院中。常に独り言をつぶやいている。会話はゆっくり話せばなんとか通じる。

病院にずっといるのだから、一年に一度くらいは病院の外の空気を吸って、買い物を楽しんでもらおうと思い、病院から3時間の外出許可を取り、スーパーマーケットと100円ショップにお連れした。

スーパーでは、500mlのペットボトルのコーヒーとジュース、小さな野菜ジュースが欲しいと言うので3本買った。他にもチョコレートを買ったような記憶がある。

小柄な女性なのに、僕の車に乗り込むと、あっという間に3本全部を飲みきった。その時は、よっぽど喉が渴いていたんだな〜と単純に思ったが、後で、看護師さんから、飲み物はあれば全部一気に飲んでしまうので、



一度にたくさんはダメだと教えられた。

そして、スーパーから100円ショップへ。

病室とは別世界のような、たくさん色に囲まれた場所だから喜んでくれるだろうと思った。実際とても喜んで、女性らしくアクセサリーとヘアピンが欲しいと言うので数百円の買い物をした。

ここまでは良かったが、病室に戻ったら、アクセサリーやヘアピンの類は危険なため持ち込めないとのこと。えっ、せっかく買ったのに…

本人は自分のものだと言って聞かず、強く強く握りしめたまま離さない。

僕もこのまま持たせてあげたかったが、立場上そうもいかない。最後は本当に力づくで僕が取り上げることになってしまった。

本人を喜ばそうとしたことが、かえってかわいそうなおことをしてしまったと反省している。

本人の意思尊重・意思決定支援は大事なこととはいえ、安易に本人の希望を実現したばかりに、本人につらい思いをさせた出来事だった。司法書士後見人としては新人だった頃の思い出である。



第2話「キャバクラ通い」

被保佐人 高橋さん(仮名)は50代男性。独身で、寝たきりの父と父名義の自宅に二人暮らし。正社員として勤務し、月給のほか年2回の賞与もある。若い時の交通事故が原因で、高次脳機能障害を患っている。

高橋さんは、若い頃からキャバクラやスナックなどの若い女性が接客する店に通うのが好きで、給料と賞与のほとんどをつぎ込んでいたが、それでは足りず、父の貯金までもほぼ使い込んでいた。さらに、父の貯金がなくなると叔父にも頻繁にお金を無心するようになり、困り果てた叔父が保佐開始の申立てを行った。

保佐人候補者であった私は、申立前に高橋さんと面談したが、受け答えもしっかりしているし、毎日きちんと職場へ出勤しているくらいだから、保佐人就任後もさほどの苦労はないだろうと軽く考えていた。

保佐開始申立後に鑑定が実施されたため、実際に私が就任するまで申立てから約2か月かかった。就任直後、財産調査をしてみると、高橋さんは、申立後私が就任するまでの間に、長年かけてきた生命保険を自分で解約し、解約返戻金を受領していた。案の定、全額をキャバクラに消費していた。保佐人が就くと自由にキャバクラには行けなくなると思っていたのであった。



私は、このままでは高橋さんの生活が立ち行かなくなると思い、保佐人として高橋さんと面談し、10日に一度、生活費と小遣いの計2万円(1日

2000円で算出)を渡すことに決まった。ところが、お金を渡して2日もすると電話がかかってきて、受け取ったお金を全部遣ってしまい、食事すらできないと言う。それなりの額のお金を持つとすぐにキャバクラに行ってしまうのである。

食事がとれず体調を壊しては大変なので、放っておくこともできず、無駄遣いはしないようにと何度も念を押してお金を渡した。しかし、また2日後位には、同じような連絡が来てしまう。それではと、間隔を狭め、週に一度にしてもみたが、やはり同様であった。

いろいろ考えあぐねた末、最終的には、毎週月曜に6,000円、木曜に8,000円と、週に2回に分けて生活費と小遣いを渡すことにした。さすがにこれだと、受け取る金額が少ないので、キャバクラへは行けない。だが、それでも月に数回はお金が全くないと訴えて来る。叔父へのお金の無心も激しくなってきた。さらに、寝たきりの父に暴力をふるい、お金を要求するようになってしまった。

そうだな…。確かに本人の楽しみを奪うのも本人の欲求を抑え込むのもよくないよな…。周りの司法書士を見てもキャバクラ好きは多いし。そこで、高橋さんと話し合い、

①1か月間、無駄遣いをせずに過ごすこと

②父や叔父にお金の無心をしないこと

この2点を守れたら、月末に3万円のお小遣いを渡すということにした。念のため、家庭裁判所にも報告し、了承を得た。

現在、日々の無駄遣いもなくなり、父や叔父へのお金の無心もなくなったようである。

必ず月末になると、「今月も頑張ったから3万円が欲しい!」と連絡が来るのが何とも可愛らしいと思う今日この頃である。

※リーガルサポート会員の実話をもとにしていますが、実際の事例とは異なります。



リーガルサポートの
委員会を
紹介します!

災害対策委員会

委員長 高木 宏

近年、地震や異常気象が引き起こす自然災害が頻発していることから、災害時にもリーガルサポートが組織としての機能を失うことなく迅速かつ的確な対応をとれるようにすることを目的として、平成29年秋に災害対策委員会が設置されました(委員5名、担当理事1名)。当委員会では現在、被災地支援活動として、東日本大震災の被災3県をはじめとする各被災地において地元の福祉関係機関の職員と連携した「無料同行訪問相談」事業の実施、被災地への迅速な情報提供、被災状況の確認調査などを行っています。

同時に、会員へのアンケート調査などを通じて得た情報を基に、成年被後見人等を含め、当法人会員、本部及び支部事務局に対する発災時の支援等を行うため、各種規程や対応マニュアル類の作成を進めて、今後発生する災害に備えています。



編集後記



今号のリーガルサポートプレスの発行にあたり、今年6月に名古屋で開催された研究大会分科会の取材をしてきました。さて、研究大会分科会の取材は午前で終わり久しぶりの名古屋だったので、午後は名古屋の名所を観光してから帰路に着きました。名古屋はご存じのとおりたくさん名所があり、一日ですべてを巡ることは不可能なので、いろいろと悩んだ末、熱田神宮と名古屋城の本丸御殿を観光することにしました。

最初に訪れた熱田神宮は全日本大学駅伝のスタート地点としても有名なところで、実際に訪れてみると、敷地も

広く自然も多く境内を散策するにはとても良いところだと思いました。

つづいて、名古屋城へ向かい城内にある本丸御殿を訪れました。ご存じの方も多いと思いますが、本丸御殿は昭和20年5月の空襲により天守閣とともに焼失してしまい、現在の本丸御殿は、平成21年からの復元作業により、今年の6月に完成して、公開されています。本丸御殿の内部にはいくつもの部屋があり、その中にはさまざまな襖などの障壁画がありとても趣のある素晴らしいものばかりでした。

今回の名古屋での研究大会分科会の取材も含め貴重な経験となりました。(す)

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート支部一覧

HP マークのある支部にはホームページがあります

各支部名で検索! /

リーガルサポート ○○支部

検索

- 札幌支部 011-280-7078 HP
- 函館支部 0138-27-2345 HP
- 旭川支部 0166-51-9058
- 釧路支部 0154-41-8332
- 宮城支部 022-263-6786
- ふくしま支部 024-533-7234
- 山形支部 023-623-3322
- 岩手支部 019-653-6101
- 秋田支部 018-824-0055
- 青森支部 017-775-1205
- 東京支部 03-3353-8191 HP
- 神奈川支部 045-640-4345 HP
- 埼玉支部 048-845-8551 HP
- 千葉県支部 043-301-7831
- 茨城支部 029-302-3166 HP
- とちぎ支部 028-632-9420
- 群馬支部 027-224-7771 HP
- 静岡支部 054-289-3999
- 山梨支部 055-254-8030 HP
- ながの支部 026-232-7492 HP
- 新潟支部 025-244-5141
- 愛知支部 052-683-6696 HP
- 三重支部 059-213-4666
- 岐阜支部 058-259-7118
- 福井支部 0776-36-0016
- 石川県支部 076-291-7070
- 富山支部 076-431-9332
- 大阪支部 06-4790-5643 HP
- 京都支部 075-255-2578 HP
- 兵庫支部 078-341-8686 HP
- 奈良支部 0742-22-6707 HP
- 滋賀支部 077-525-1093
- 和歌山支部 073-422-0568
- 広島支部 082-511-0230
- 山口支部 083-924-5220 HP
- 岡山支部 086-226-0470 HP
- 鳥取支部 0857-24-7013 HP
- しまね支部 0854-22-1026
- 香川県支部 087-821-5701 HP
- 徳島支部 088-622-1865 HP
- 高知支部 088-825-3141
- えひめ支部 089-941-8065
- 福岡支部 092-738-1666 HP
- 佐賀支部 0952-29-0626
- 長崎支部 095-823-4710
- 大分支部 097-532-7579
- 熊本支部 096-364-2889 HP
- 鹿児島支部 099-251-5822
- 宮崎支部 0985-28-8599
- 沖縄支部 098-867-3526

本部(東京) 03-3359-0541

リーガルサポートのホームページには
音声読み上げ機能があります!



編集・発行

公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館
TEL 03-3359-0541 <https://www.legal-support.or.jp>

リーガルサポート

検索

